

## 規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	金融商品債務引受業の対象取引の拡大	
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号: 03-3506-6000(内線3620) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成29年10月24日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【現状】</b> 「金融商品債務引受業」とは、金融商品取引業者等を相手方として、金融商品取引業者等が行う対象取引に基づく債務を引き受けることを業として行うことをいい、当該対象取引として、有価証券の売買若しくはデリバティブ取引のほか、これらに付随し、関連する取引を政令で定めている。 流通市場における上場投資信託(ETF)の売買については、既に上記の対象取引として金融商品取引清算機関が債務の引受けを行っている一方、発行市場におけるETFの設定・交換については対象取引とされておらず、投資家(証券会社等)と発行者(委託会社)が相対で行っている。</p> <p><b>【問題点】</b> 少額での分散投資、透明性、コストなどの観点から、ETFは国民の安定的な資産形成に向けて本来有用な投資商品と考えられるが、現状、十分に活用されているとは言い難い状況にある。その要因の一つは、その流動性の乏しさにあり、ETFの設定・交換に期間を要していることが、その需給を調節する役割を担うマーケットメーカーのインセンティブを損ねていると指摘されている。そもそも、ETFの設定・交換に期間を要しているのは、ETFの設定・交換にあたって、ETFの発行者が、ETFの設定・交換を行おうとする投資家との相対的決済リスクを回避するために、ETFの設定にあつては投資信託財産となるべき株式等の、交換にあつてはETFの受益証券の前受けを求めていることが原因である。</p> <p><b>【改正の目的及び必要性】</b> 金融商品債務引受業の対象取引にETFの設定・交換に係る受益証券と金銭等の授受を追加し、金融商品取引清算機関が当該取引に係る債務を引き受けることを可能にする。これにより、決済期間が短縮される結果、マーケットメーカーのインセンティブが高まり、ETFの需給が適切に調整され、その流動性が高まることが期待される。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法施行令第1条の19(改正)、第15条の3(改正)、第15条の20(改正)
想定される代替案	ETFの設定・交換に係る清算業務について、金融商品取引清算機関の関連業務として、国の承認の下で実施を認める。	
直接的な費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	金融商品債務引受業の免許を有しない者において、新たに当該業務を行うにあたり、国の免許を取得するための費用が一定程度必要となる(当該業務を行う既存業者はいない)。	特になし
(行政費用)	国において、金融商品取引清算機関より業務方法書の改正に係る認可申請があつた際に、業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか等を確認・検証するための費用が発生する。また、こうした業務の認可に伴い、業務の健全かつ適切な運営の確保等に関する監督上の費用が限定的ながら増加することが想定される。	国において、金融商品取引清算機関より関連業務の承認申請があつた際に、業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか等を確認・検証するための費用が発生する。また、業務の承認に伴い、本来業務の健全かつ適切な運営の確保等に関する監督上の費用が限定的ながら増加することが想定される。
効果(便益)	便益の要素	代替案の場合
	証券会社において、ETFの設定・交換に係る清算を金融商品取引清算機関で行うことで決済から受渡しまでの期間が現状の4～6日から3日に短縮されるほか、ETFの売買に係る債権債務とのネットイングが可能となることから、証券決済リスクの削減及び効率化が見込まれる。	証券会社において、ETFの設定・交換に係る清算を金融商品取引清算機関で行うことで決済から受渡しまでの期間が現状の4～6日から3日に短縮されるほか、ETFの売買に係る債権債務とのネットイングが可能となることから、証券決済リスクの削減及び効率化が見込まれる。
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合
	ETFに係る価格調整メカニズムが円滑化され、流動性が向上することにより、投資家が、意図した価格やタイミングで購入・売却することが可能となり、ETFの活用が促進されることが期待される。	金融商品取引法第156条の11の2の規定は、関連業務に適用されないことから、代替案の場合、清算参加者破綻時において、ETFの設定・交換の清算業務に係る未決済債務は有効にネットイングができず、決済に支障が生じる。
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	代替案の場合、遵守費用は発生しないものの、便益は本案と変わらないことが想定される。一方で、副次的な影響については、代替案の場合、清算参加者の破綻時において、金融商品取引清算機関における決済の安定性に悪影響を及ぼす懸念がある。	
その他関連事項		
事後評価の実施時期等	改正後の「金融商品取引法施行令」施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		